

# 富士市敬老事業の改廃について

— 答 申 書 —

令和2年10月23日

富士市敬老事業審議会



富福総発第262号  
令和2年10月23日

富士市長 小長井 義正 様

富士市敬老事業審議会  
会 長 日 詰 一 幸

富士市敬老事業の改廃について（答申）

令和2年3月25日付け富福総発第288号をもって諮問のありました「富士市敬老事業の改廃」について、本審議会として慎重に審議し、意見をとりまとめましたので、答申します。



## はじめに

---

富士市敬老事業審議会（以下「審議会」という。）は、令和2年3月25日富士市長から、富士市の敬老事業の改廃について審議するよう諮問を受けました。

審議会では、公募委員を含めた幅広い分野及び年齢の委員を迎えて、敬老事業の抜本的な見直しを行うため、令和元年度、令和2年度の2か年をかけて審議を行ってきました。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大という前例のない状況となっており、生活様式、就業形態等の大きな変革が求められております。

行政の各種事業及び政策についても例外ではなく、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を視野に入れた事業展開が必要となっており、審議会の中でもコロナ禍における事業の実施について活発な意見交換が行われました。

また、超高齢社会をむかえ、国民年金・医療・介護等の社会保障制度は給付、負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業への経済活動に大きな影響を与えております。

市財政への負担も大きくなっており、この度審議を行った敬老事業に関しても、今後、団塊の世代の方々が敬老事業の対象者となることから、現行の敬老事業の制度を継続した場合、急激に負担が増加することが予測されております。

このような状況の中で、敬老会実施事業をはじめとする敬老事業については、廃止や縮小を含めた大きな見直しが必要と捉え、審議会の中で意見交換をしてまいりました。

高齢者を支える状況は、現在の働く世代の2人から3人が高齢者1人を支える「騎馬戦型」の社会から、今後、働く世代1人が高齢者1人を支える「肩車型」の社会に突入することが、目前に迫ってきております。

改廃により削減できであろう予算の用途については、審議会においての意見及び市民意識調査等で聴取された市民の意見が反映されることを念頭において審議をいたしました。

今後も魅力ある富士市の発展のために、この答申が活用されることを期待しています。

ここに、これまでの検討結果をとりまとめ、答申します。

令和2年10月23日  
富士市敬老事業審議会  
会長 日詰 一幸

# 目 次

---

1	富士市敬老事業見直しの背景	1
2	富士市の敬老事業について	4
3	各敬老事業に関する提言	6
4	その他考慮すべき事項	13

## ■ 関連資料（別冊）

- ・ 諮問文 (資料1)
- ・ 委員名簿 (資料2)
- ・ 開催経過 (資料3)
- ・ 市民アンケート (資料4)
- ・ 関係団体アンケート (資料5)
- ・ フォーカスグループインタビュー (資料6)

# 1 富士市敬老事業見直しの背景

## 富士市敬老事業見直しの経過

平成20年に設置され、4年毎開催されてきた、「富士市敬老事業あり方検討委員会」(以下、検討委員会という)では、毎回、社会状況に合わせた敬老事業の見直しを実施してきた。

### ●富士市敬老事業見直しの経過

検討委員会 開催年度	見直し事業	見直し詳細	備考
平成20年	敬老会	対象年齢変更なし(75歳以上) 経費：市2,000円から2,200円に増額 社協500円から300円に減額	平成22年度から変更
	敬老祝金	支給年齢変更 変更前：83歳以上全対象者に3,000円 変更後：80、85歳に5,000円 90、95、105歳に10,000円 ※経過措置として平成24年まで83歳に3,000円を支給	
	米寿記念品	変更前：肖像画 変更後：肖像画、大座布団、富士ブランド詰合せの中から1品を選択	
平成24年	敬老会	対象年齢75歳以上から77歳以上に引上げ ※平成26年度は経過措置として76歳以上が対象者 一人当たり経費：社協300円から200円に減額	平成26年度から変更
	米寿記念品	記念品の「肖像画」を「肖像写真」に変更	
	100歳長寿祝	祝金を30万円から10万円に減額	
平成28年	敬老会	一人当たり経費を2年ごと減額 富士市：2,200円→(H30、R1)2,100円 →(R2、R3)1,900円 町内会：500円→(H30、R1)450円 →(R2、R3)400円 社協：200円→(H30、R1)180円 →(R2、R3)170円	平成30年度から変更
	敬老祝金	支給年齢変更 変更前：80、85歳に5,000円 90、95、105歳に10,000円 変更後：77、80、90、99歳に5,000円	

平成28年に実施された検討委員会では、次期検討委員会の開催について、現状どおりの4年毎の開催では、敬老事業の本質的なあり方と課題の解決策を見出すための十分な議論が出来ず、課題が積み残されてしまう可能性が高いため、検討委員会以外にも敬老事業のあり方を設ける場所が必要であるとの結論であった。

この意見を受け、今回の審議会については、令和元年度、令和2年度の2か年をかけて敬老事業についての審議を重ねてきた。

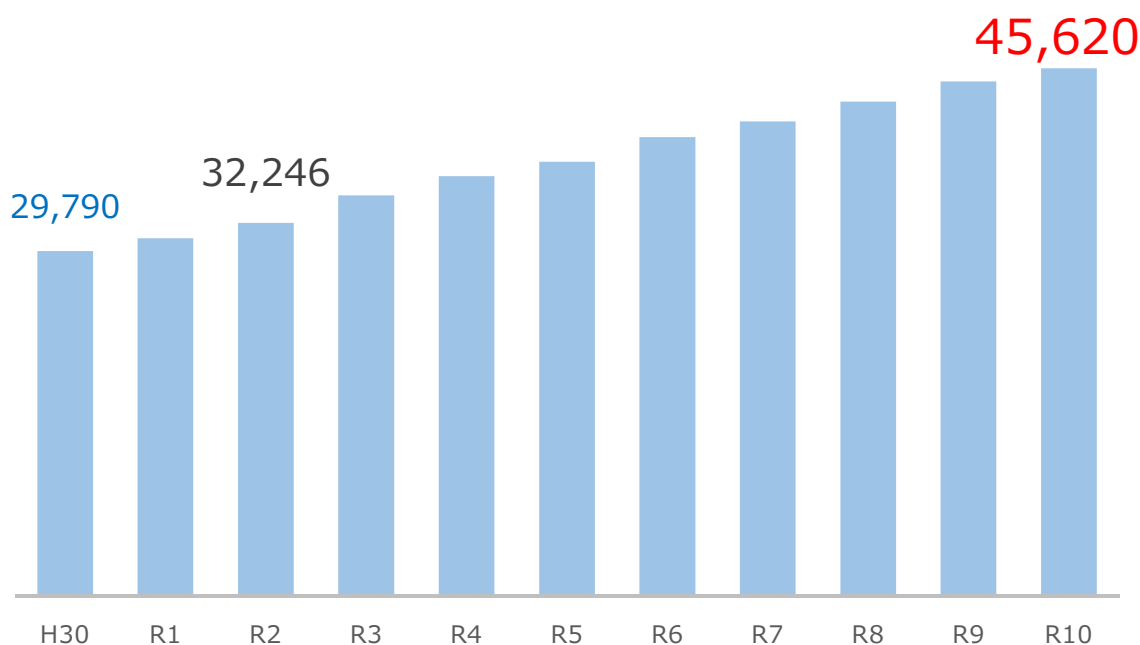
2か年という時間をかけて、審議会を実施した背景には、今後、敬老事業の対象者は増加することが見込まれており、さらに、団塊の世代が敬老事業の対象者となることから、早急な事業の見直しが必要となってきた社会状況が大きな要因である。

### 敬老会対象者の今後の推移

現状の敬老事業を継続した場合、77歳以上敬老会対象者は令和10年には45,620人となる見込みである。これは、令和2年度77歳以上対象者の約1.4倍である。

#### ■ 77歳以上対象者の推移

(単位：人)



※ (注) 今後の対象者人数については、独自算出による。

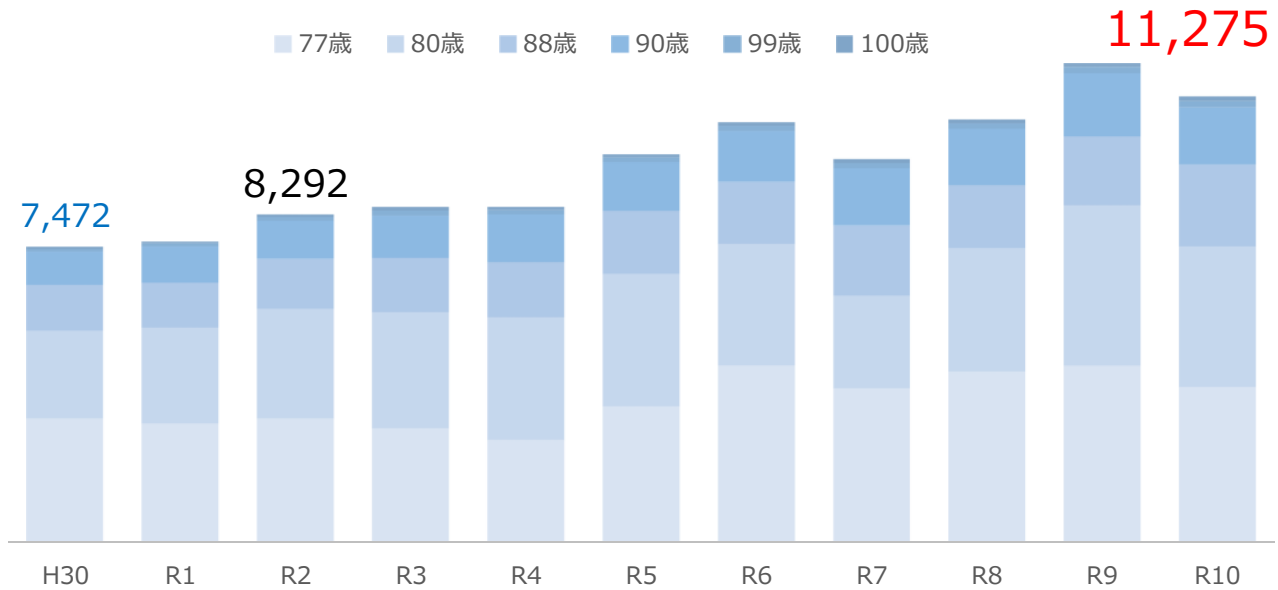


### 敬老祝金等対象者の今後の推移

敬老祝金対象者、米寿記念品対象者、長寿祝金対象者の合計人数は、令和10年には11,275人となる見込みである。これは、令和2年度対象者の約1.4倍である。

#### ■敬老祝金・米寿記念品・100歳祝対象者の推移

(単位：人)

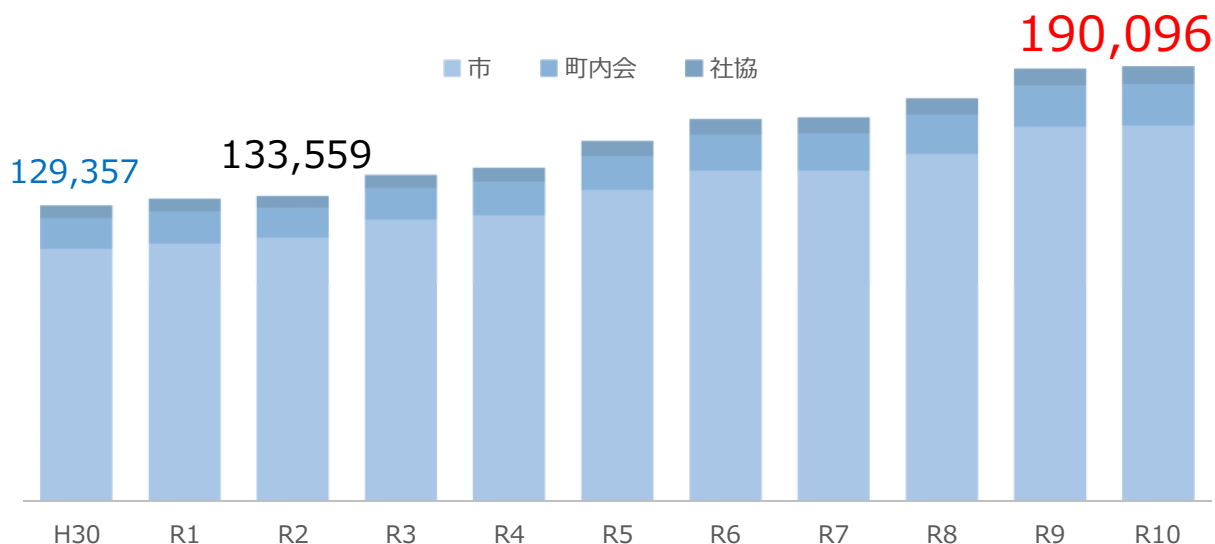


### 敬老会事業主催団体経費の今後の推移

主催団体（市、町内会、社会福祉協議会）の全体の経費負担についても、R10年には190,096千円となり、現状の約1.4倍となることが予測されている。

#### ■主催団体経費の推移

(単位：千円)



## 2 富士市の敬老事業について

富士市の敬老事業は、多年にわたり社会のために尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、市民が敬老に対する関心と理解を深め、高齢者自身も明るく楽しい生活を営むことを目的として実施している。

### 敬老会開催事業

**※令和2年度は開催中止。内容は実施された場合の参考基準。**

**対象年齢**：77歳以上の人（昭和19年4月1日以前に生まれた人）

**該当基準**：令和2年6月15日現在、富士市住民基本台帳（外国人を含む）に記載されている人（**令和2年度対象者数 32,246人**）

**主催**：富士市、富士市町内会連合会、富士市社会福祉協議会（3団体による共催）

**実施時期**：令和2年9月21日（月）敬老の日を中心に実施

**開催方法**：各地区町内会連合会（27地区）、社会福祉法人等に委託（25施設）

各地区町内会連合会は地区の実情に合わせて下記の3つの開催方式で行っている。

- 会場型（小学校の体育館や社会福祉センター等で開催）
- 一部分散型  
（数町内がまとまり会場型で開催、他の町内は町内会ごと公会堂等で開催）
- 分散型（町内会ごと公会堂等で開催、または対象者を訪問し記念品を贈呈）

### 開催費用

項目	基準	富士市	社協	地区町内会連合会
敬老会開催費	該当者1人当たり	1,900円	170円	400円

### 敬老祝金支給事業

毎年6月15日現在、住民基本台帳に記載されている人で、当該年度末までに下記に定める年齢に達する人に対し、敬老会開催時等に支給。

### 令和2年度敬老祝金対象者詳細

該当年齢	支給金額	該当生年月日	人数
77歳	5,000円	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	3,104人
80歳		昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	2,767人
90歳		昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	972人
99歳		大正10年4月2日～大正11年4月1日	93人
合計			6,936人

### 米寿記念品支給事業

当該年度中に88歳に達する人に肖像写真、大座布団、富士ブランドの詰合せのうち1品を選択していただき、9月から10月までの間に贈呈。

#### 令和2年度 米寿記念品希望者数（令和2年6月15日時点）

富士ブランド詰合せ	肖像写真	大座布団
787人	303人	203人

### 100歳祝支給事業（長寿祝金・長寿祝品）

#### 【長寿祝金について】

住民基本台帳に記載されている人で、本市に引き続き5年以上居住し、かつ、100歳に達した人に対し、10万円を誕生日以降に支給。

ただし、住民基本台帳に記載されている人で、本市に引き続き5年以上居住し、かつ、養護老人ホームにおいて100歳に達した人のうち本市が措置した人については、2万円を誕生日以降に支給。

(注)本市に居住5年未満の人は、長寿祝品の贈呈のみ。

✓ 令和2年度対象者：63人 ※令和2年6月15日現在

#### 【長寿祝品について】

住民基本台帳に記載されている人で、100歳に達した人に対し、賀詞及び5,000円相当の花束を贈呈。

### 最高齢者祝支給事業

毎年敬老の日現在、住民基本台帳に記載されている人で最高齢の人に対し、花束及び1万5,000円以内の物品を敬老の日に贈呈。

✓ 令和2年度最高齢対象者年齢：108歳

### 3 各敬老事業に関する提言

#### 敬老会開催事業

現状の開催方法の敬老会



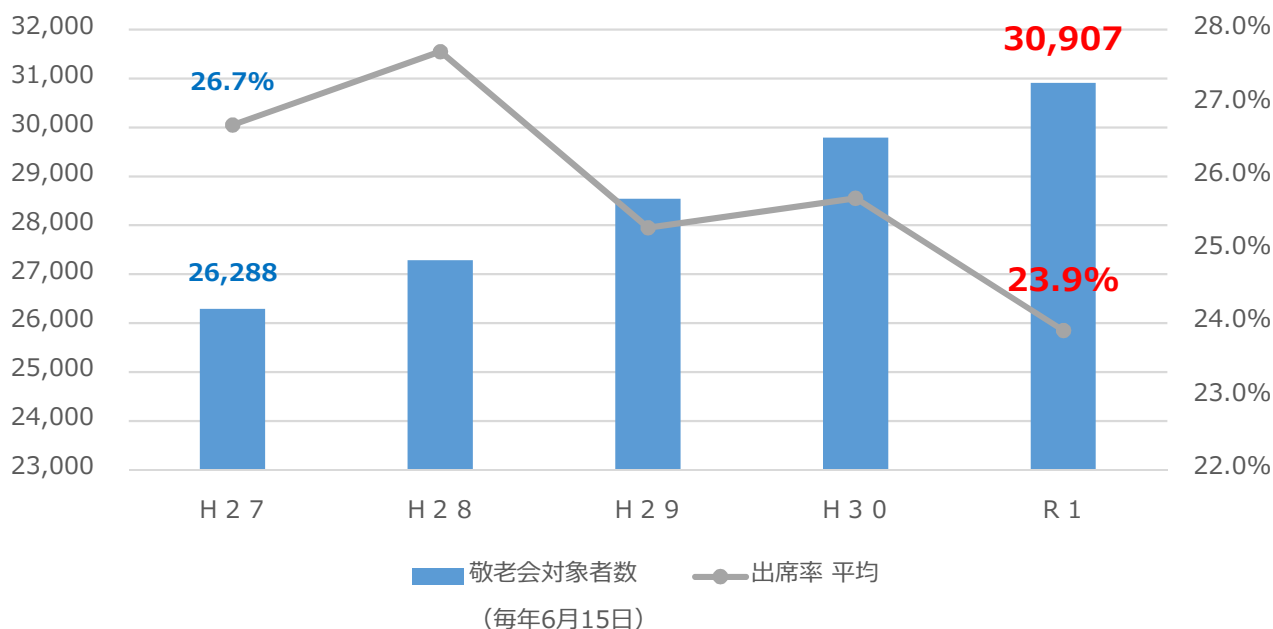
廃止

敬老会については、長年実施をされてきたが、現状は出席率の低下及び出席者が固定化されている現状がある。敬老会対象者の増加による主催団体の財政負担の増加に加え、企画から運営に至るまでの負担も年々大きくなっている。

また、高齢者が活動できる民間施設の充実や行政の高齢者向け講座等の増加により、年間通じて社会参加の場が提供されていることもあり、敬老会の出席率も減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、年に一度の敬老会については、その役目は果たしたと考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない状況において、現在の実施方式での敬老会の継続は難しく、新しい事業への転換や見直しの観点から、敬老会開催事業については、廃止とすることが妥当であると考えます。

#### ■ 過去5年間の敬老会出席率

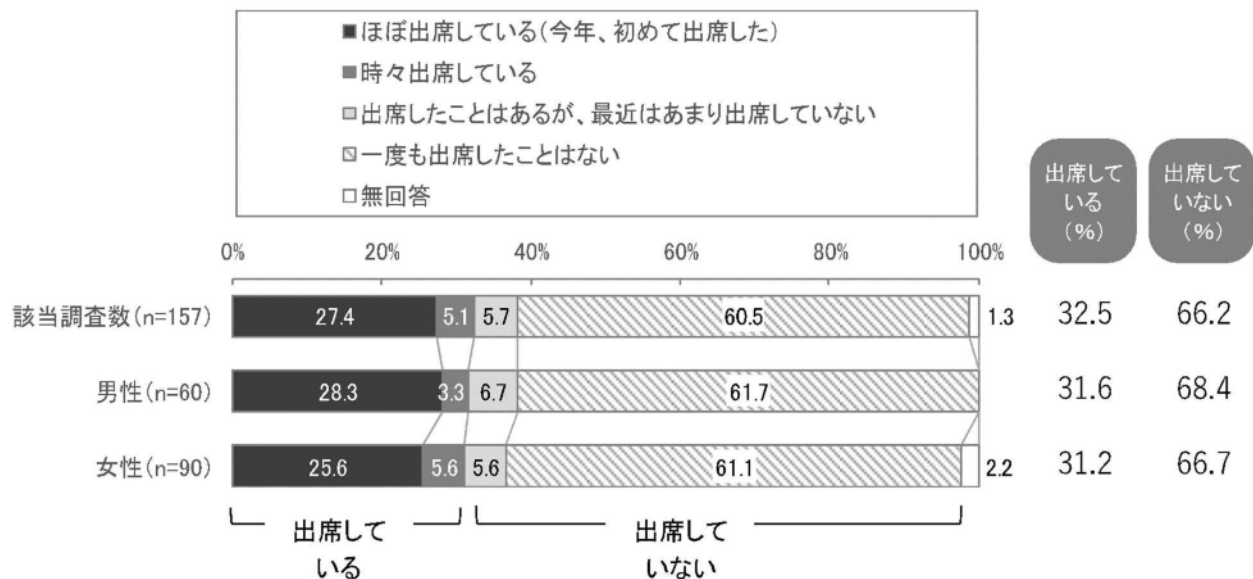


※敬老会対象者は77歳以上

※出席率は、会場型・分散型・一部分散型の各会場の平均値

敬老事業審議会の開催にあたり実施した、「令和元年度敬老事業市民意識調査」の集計結果においても、現状の敬老会への出席状況や出席意向は低いことがわかる。

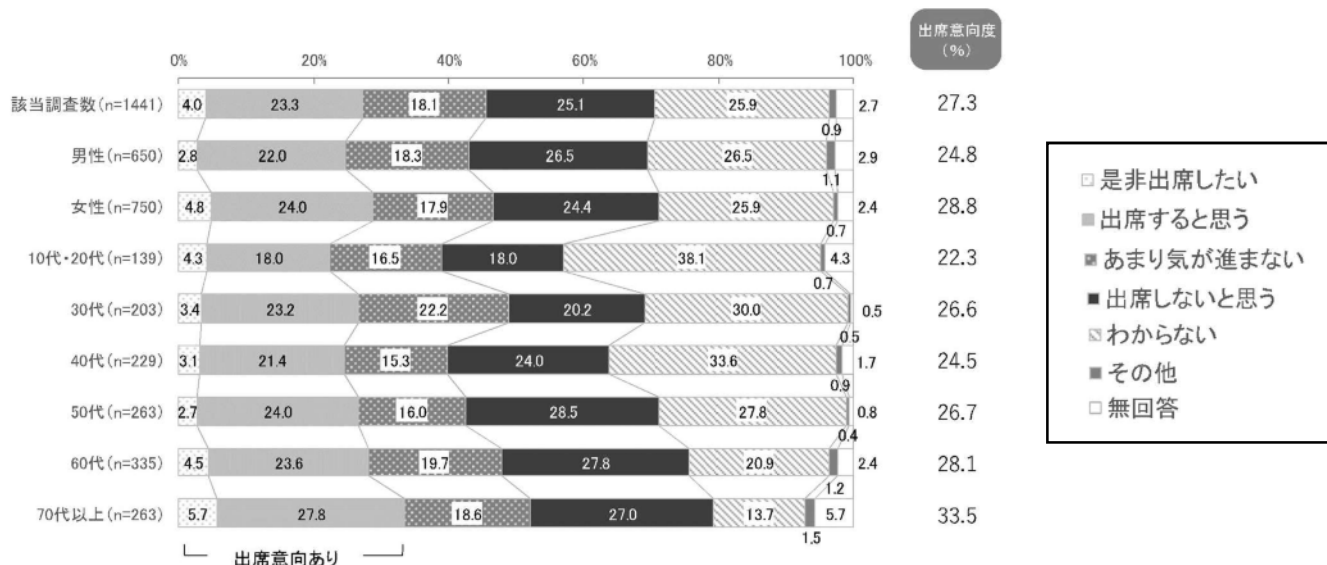
### ■市民意識調査 敬老会出席状況（77歳以上の方）



※令和元年度敬老事業市民意識調査より

また、今後、敬老会の対象者となる方の敬老会への出席意向の調査結果を確認しても、出席意向率は低いことが確認できる。

### ■市民意識調査 敬老会出席意向（77歳未満の方）



※令和元年度敬老事業市民意識調査より

## 敬老祝金支給事業

### 敬老祝金支給事業（77歳、80歳、90歳、99歳）

縮小

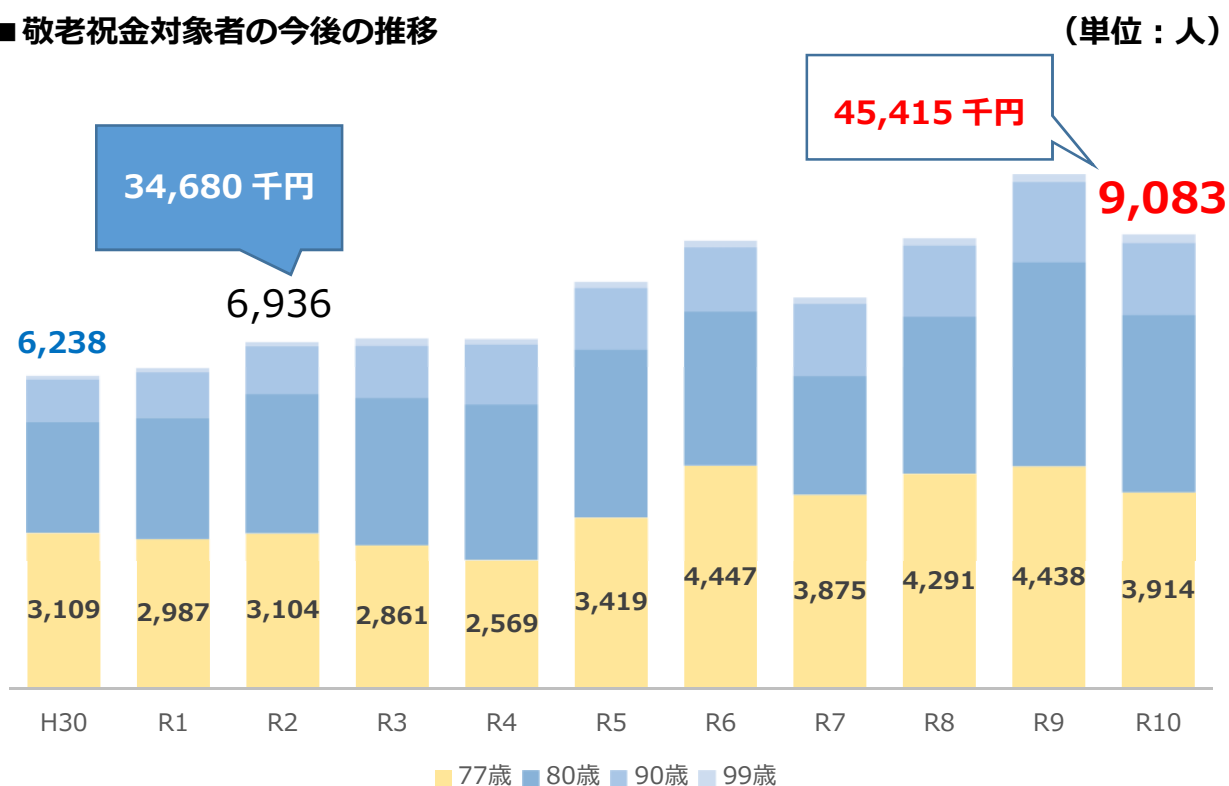
敬老祝金支給事業については、現在、77歳、80歳、90歳、99歳を迎えられる方に、一律5,000円を贈呈しております。

敬老祝金は、家族との外食の際に使用するなど、家族との大切な時間を過ごす機会を創出する役割を担っております。また、市内の飲食店に来店し、食事等をしていただくことによる経済効果も期待できます。

家族との大切な時間の創出及び地元経済への還元など、敬老祝金支給事業の果たす役割がある一方で、今後、対象者の増加による財政負担の増加が見込まれています。

このような状況を踏まえ、敬老祝金支給事業については、現在の、77歳、80歳、90歳、99歳の4区分の方への支給から、77歳の1区分の方への支給に縮小し、継続することが妥当と考えます。

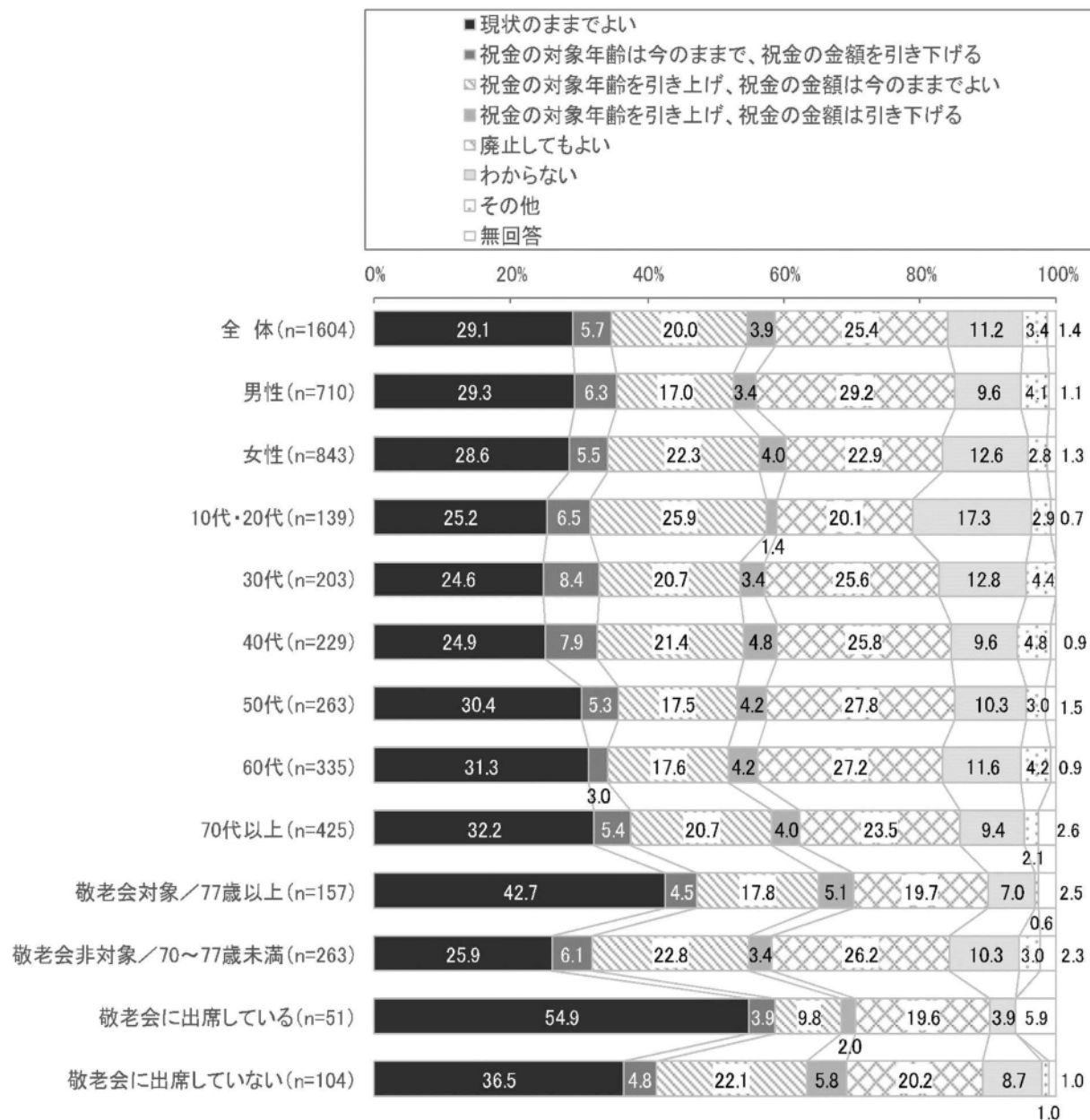
#### ■ 敬老祝金対象者の今後の推移



※敬老祝金支給金額については、一人あたり5,000円にて算出

財政予算的には厳しい状況にはあるものの、市民意識調査では、受給意向が高い事業と思われれます。

### ■ 市民意識調査 敬老祝金支給事業に関する考え



※令和元年度敬老事業市民意識調査より

## 米寿記念品支給事業

### 米寿記念品支給事業（88歳）



### 継 続

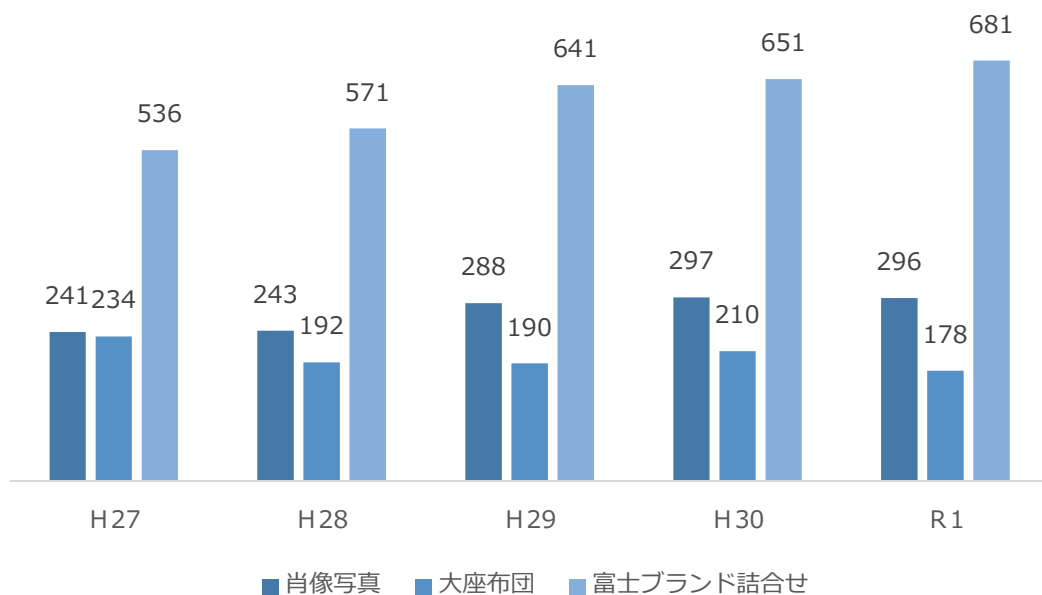
米寿記念品支給事業については、肖像写真、大座布団、富士ブランド詰合せの中から1品選択していただき、当該年度に88歳を迎えられる方に贈呈しております。

3品ともに、継続して一定の希望数を得ており、また、地元企業の商品やサービスを対象者に提供していることから、地元経済の活性化や地元の重要な技術を今後も継承していくという観点からも重要な役割を果たしています。

また、県内他市の敬老記念品事業を確認しても、本市の米寿記念品支給事業については、特色ある事業であるため、現状のとおり継続することが妥当と考えます。

#### ■米寿記念品 希望者数の推移

米寿記念品	H27	H28	H29	H30	R1
肖像写真	241人	243人	288人	297人	296人
大座布団	234人	192人	190人	210人	178人
富士ブランド詰合せ	536人	571人	641人	651人	681人
合 計	1,011人	1,006人	1,119人	1,158人	1,155人





## 100歳祝支給事業（長寿祝金・長寿祝品）

### 100歳祝支給事業（長寿祝金・長寿祝品）



**縮小**

100歳祝支給事業については、現在、100歳を迎えられる方に、祝金（10万円）、花束、賀詞を贈呈している。（本市に居住5年未満の人は、賀詞及び5,000円相当の花束のみ贈呈。）

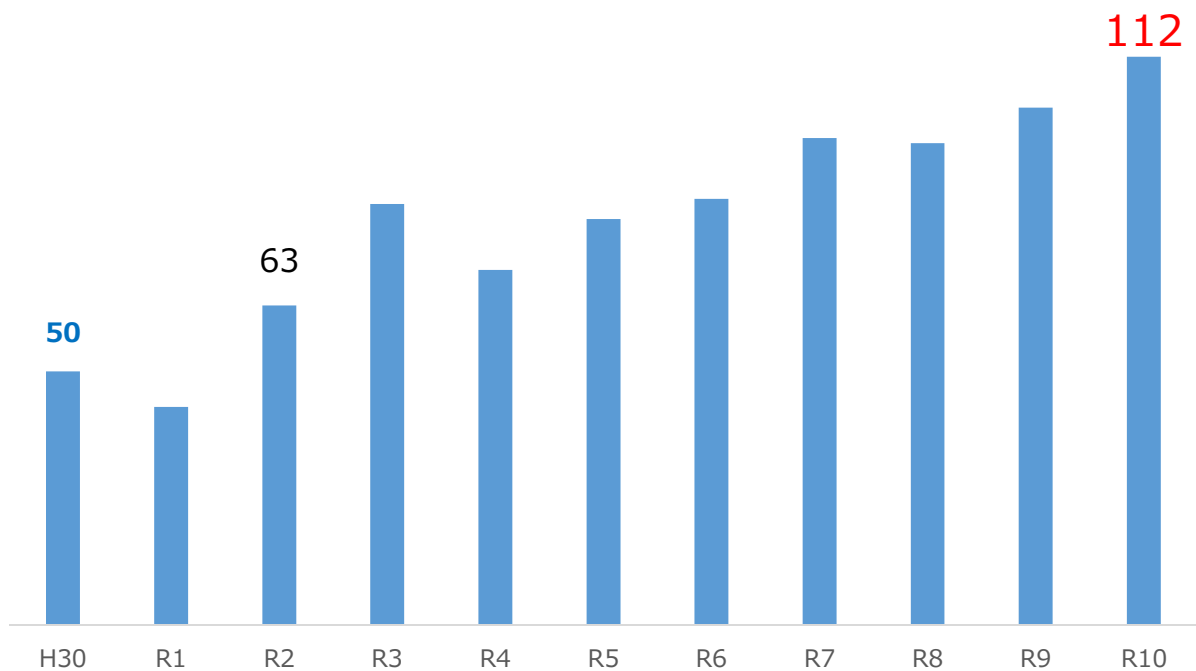
100歳祝支給事業は、100歳を迎えられた方へのお祝いや、その家族への感謝の意味が込められており、お祝いの際には家族や関わる人が集うきっかけにもなっている。

家族や対象者に関わる人が集うきっかけとなっている一方で、今後、対象者の増加による財政負担の増加が見込まれています。

このような状況を踏まえ、100歳祝支給事業については、祝金の金額を現在の10万円から5万円に減額し、長寿祝品（花束・賀詞）の贈呈と併せて継続することが妥当と考えます。

#### ■ 100歳祝対象者の今後の推移

（単位：人）



## 最高齢者祝支給事業

最高齢者祝支給事業



**廃止**

最高齢者祝支給事業については、毎年敬老の日、現在富士市内の最高齢者に記念品、花束を贈呈している事業である。毎年、同じ対象者が受給する可能性があり、不公平となる可能性があるため、廃止とすることが妥当と考えます。

## 4 その他考慮すべき事項

---

### ➤ 敬老事業の改廃により、削減される予算の用途について

審議会の中では活発な意見交換が行われ、今後の対象者や費用負担の増加などを踏まえて、多くの敬老事業について、抜本的な見直しをすべきとの意見となった。

この見直しによる改廃により、令和2年度対象者人数で算出すると、敬老会の廃止で61,268千円の予算が削減されるとともに、敬老祝金の縮小による予算削減も見込まれる。

敬老事業は、多年にわたり社会のために尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、市民が敬老に対する関心と理解を深め、高齢者自身も明るく楽しい生活を営むことを目的として実施されてきた。

人口減少やコロナ禍により市の財政状況も厳しい中ではあるが、削減された予算については、市民意識調査の結果でも多くの方から回答をいただいたとおり、高齢者の移動手段の確保や高齢者に対する見守り事業等、高齢者の日常生活支援に充当されることが望まれる。

また、高齢者世代のみならず、出生数の減少に歯止めがかからず、子どもの貧困等が課題となっている現状において、敬老事業で削減された予算については、少子化対策及び子育て世代への支援の予算として充当することも視野にいれていただきたい。

### ● 高齢者等の日常生活支援のために

---

- 77歳以上の対象者へ「公共交通回数券」を支給し、外出する機会を創出する。
- 免許返納者への「公共交通回数券」予算へ充当し、高齢者の免許返納を促す。
- 新しい公共交通としてICTを活用した「オンデマンド交通」の導入費用として、予算に充当する。
- 高齢者から子どもまで、幅広い世代が交流できる環境の整備及び地域交流の場の周知・広報活動の予算に充当する。
- 地域で行われる様々な活動の指導者及び後継者の育成のための予算に充当する。

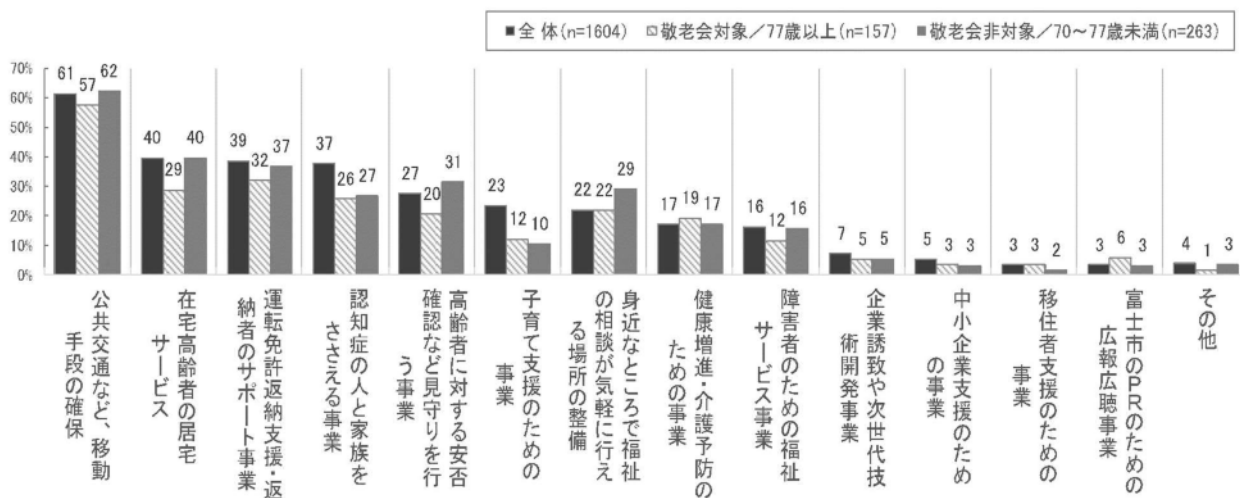
### ● 少子化対策・子育て世代への支援のために

---

- 安心して子育てできる環境の整備等に予算を充当する。
- 保育無償化年齢層の拡大やこどもの居場所整備等に予算を充当する。
- 不妊治療費の補助

## ■ アンケート結果 予算の使い道

(単位：%)



※令和元年度敬老事業市民意識調査より

➤ **とりまとめた提言の実施時期について**

平成28年度に実施した、敬老事業あり方検討委員会においては、平成30年度から平成33年度（令和3年度）までの敬老事業についての検討が行われた。検討委員会の意見として報告された敬老会開催費負担金額の変更、敬老祝金支給年齢及び金額の変更については、平成30年度からの敬老事業に反映され、事業を実施してきた。

しかしながら、現行制度での敬老事業対象者は毎年増加し、主催団体の財政負担及び運営における負担が年々大きくなるなど、事業の本質的な課題解決には至らなかった。

また、現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、終息の見通しが不透明な状況の中で、新しい生活様式の実践等、社会的に大きな変革が求められている。

このような状況を踏まえて、今回審議会として大きく変更した内容への移行については、現行制度の施策期間終了を待つことなく、早急に事業への反映が必要であると捉え、令和3年度から実施することが妥当と考える。

➤ **次回、敬老事業審議会の開催時期について**

この度開催した審議会については、平成28年度に開催した検討委員会の意見を反映し、2か年かけて敬老事業の抜本的な見直しについて審議を行った。

その結果、敬老事業対象者の増加や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などの要因により、敬老事業も大きく見直すべきとの結論となった。

次回の審議会の開催時期については、現時点では指定せず、敬老事業の検証と見直しについて審議が必要と判断された際に開催することとする。